

# 湧別町強靱化計画

(令和5年2月改訂)

湧別町

## 【目 次】

第1章	はじめに	
1	計画の策定趣旨	2
2	計画の位置付け	3
第2章	湧別町強靱化の基本的考え方	
1	湧別町の概況	4
2	湧別町災害の歴史	4
3	湧別町強靱化の目標	5
4	本計画の対象とするリスク	6
第3章	脆弱性評価	
1	脆弱性評価の考え方	8
2	リスクシナリオ「起きてはならない最悪の事態」の設定	9
3	評価の実施手順	10
4	評価結果	10
第4章	湧別町強靱化のための施策プログラムの策定等	
1	施策プログラム策定の考え方	26
2	施策推進の指標となる目標値の設定	26
3	施策の重点化（重点化すべき施策項目の設定）	26
4	推進事業の設定	27
	【湧別町強靱化のための施策プログラムの策定】	28
第5章	計画の推進管理	
1	計画の推進期間等	49
2	計画の推進方法	49
【別 表】	湧別町強靱化のための推進事業一覧	50
【参考資料】	災害時における協定一覧（町と団体）	52

## 第1章 はじめに

### 1 計画の策定趣旨

2011年に発生した東日本大震災の経験を通じ、不測の事態に対する我が国の社会経済システムの脆弱さが明らかとなり、今後想定される首都直下地震や南海トラフ地震等の大規模自然災害への備えが国家的な重要課題として認知されることとなった。

また、湧別町においても、過去の経験から、豪雨・豪雪などの自然災害に対する備えが喫緊の課題となっている。

こうした中、国においては、2013年12月に、「強くしなやかな国民生活の実現を図るための防災・減災等に資する国土強靱化基本法」（以下「基本法」という。）が施行され、2014年6月には、基本法に基づく「国土強靱化基本計画」（以下「基本計画」という。）が閣議決定され、策定から5年が経過した2019年12月には国土強靱化を取り巻く社会情勢の変化や策定後の災害から得られた知見などを反映した基本計画の見直しとともに、計画に位置づけた重点化すべきプログラム等を推進するための「防災・減災、国土強靱化のための3か年緊急対策」が閣議決定された。北海道においても、高い確率で発生が想定されている日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震をはじめ、火山噴火や豪雨・豪雪などの自然災害リスクに対する取組を進め、北海道の強靱化を図るための地域計画として、「北海道強靱化計画」を2015年3月に策定するなど、今後の大規模自然災害等に備え、事前防災及び減災に係る施策を総合的に推進するための枠組みが順次整備されてきた。

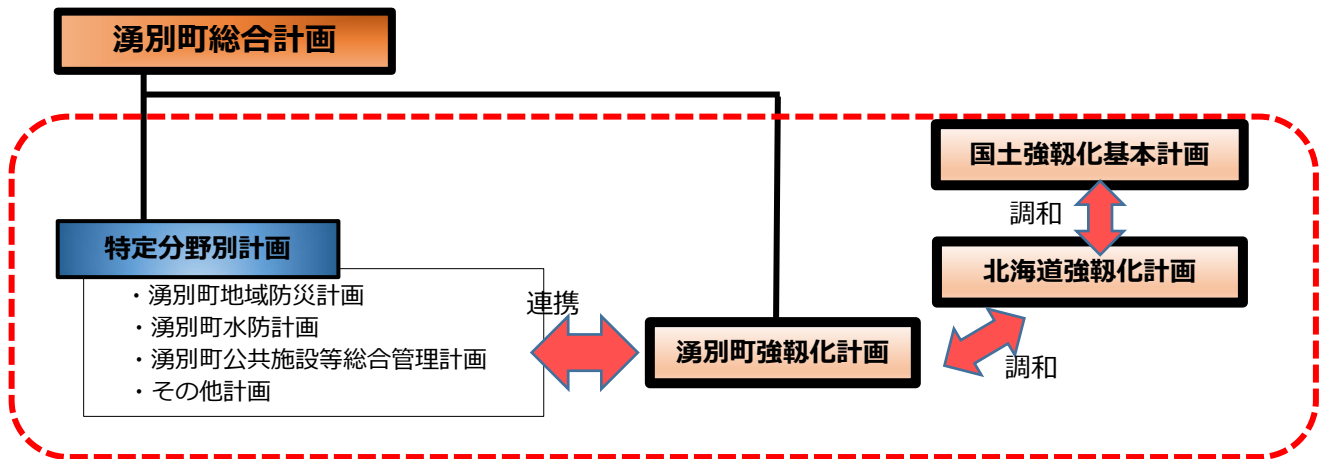
この間、湧別町においても、東日本大震災やH28豪雨災害、H30胆振東部地震等の教訓を踏まえ、「湧別町地域防災計画」及び「湧別町水防計画」の見直しをはじめ、防災・減災のための取組を強化してきたところである。

本町における自然災害に対する脆弱さを見つめ直し、湧別町の強靱化を図ることは、今後想定される大規模自然災害から町民の生命・財産を守り、本町の持続的な成長を実現するために必要であるのみならず、国・北海道全体の強靱化を進める上でも不可欠な課題であり、国、北海道、民間事業者、町民等の総力を結集し、これまでの取組を更に加速していかなければならない。

こうした基本認識のもと、湧別町における国土強靱化に関する施策を総合的かつ計画的に推進するため、「湧別町強靱化計画」を策定する。

## 2 計画の位置付け

本計画は、基本法第13条に基づく国土強靱化地域計画として策定するものであり、国土強靱化に関係する部分について地方公共団体における様々な分野の計画等の指針となるものと位置付けられている。このため、湧別町総合計画や他の分野別計画と連携しながら、重点的・分野横断的に推進する計画として、防災計画や産業、医療、エネルギー、まちづくり、交通等の国土強靱化に関連する部分の施策と連携しながら、長期的な視点に立って一体的に推進する。



## 第2章 湧別町強靱化の基本的考え方

### 1 湧別町の概況

湧別町は、北海道の北東部、オホーツク海の中央部に位置し、北海道最大の湖であるサロマ湖を抱え、北はオホーツク海に面しています。北見峠に水源をもつ湧別川流域に肥沃な大地が広がり、総面積は505.79k㎡となっています。

気候は、オホーツク海型気候地帯としての特色をもち、内陸部は四季を通じて比較的気温が高い反面、沿岸部はおおむね冷涼で、オホーツク海高気圧の停滞によっては北東の風により海霧が発生し、作物の生育を阻害することもあります。年間平均気温は6.2℃、年間降水量は693mm程度と少雨地域であり、冬期の降雪量は比較的少ない地域となっています。

### 2 湧別町災害の歴史

#### (1) 水害

発生年月	災害状況
平成27年10月	台風23号から変わった低気圧による大雨により、芭露川の水位が氾濫危険水位を超え、芭露地区全域227世帯、480名を対象に避難勧告を発令。 床上浸水が芭露小学校を含め4戸、床下浸水が18戸、河川の一部決壊や道路の陥没などの土木被害やデントコーンの倒伏などの農業被害などが発生した。損害1億3,730万円
平成28年8月	8月17日から23日にかけて、台風7号、11号、9号と3つの台風が相次いで道内に上陸し、記録的な大雨に見舞われた。 道路、河川の一部損壊、上湧別リバーサイドゴルフ場、河川緑地公園パークゴルフ場の冠水

※合併後（平成21年10月5日）の水害を記載

#### (2) 雪害

発生年月	災害状況
平成25年3月	暴風雪により行方不明となった親子2名のうち父親が死亡。 農業用施設損壊 66件損壊、損害1,080万円 漁船損傷 3隻、損害20万円

※合併後（平成21年10月5日）の雪害を記載

### 3 湧別町強靱化の目標

---

湧別町強靱化の意義は、大規模自然災害から町民の生命・財産を守り、本町の重要な社会経済機能を維持することに加え、本町がもつポテンシャルを活かしたバックアップ機能を強化し、国及び北海道全体の強靱化に積極的に貢献していくことにある。

また、本町の強靱化は、大規模自然災害への対応を見据えつつ、産業、交通、エネルギー、まちづくりなど幅広い分野における機能の強化を平時の段階から図ろうとする取組である。こうしたことから、人口減少対策や地域活性化など本町が直面する平時の政策課題にも有効に作用し、本町の持続的成長につながるものでなければならない。

湧別町の強靱化は、こうした見地から、本町のみならず国家的な課題として、国、道、市町村、民間がもつ政策資源を結集し、総力を挙げて取り組む必要がある。以上の考え方を踏まえ、湧別町強靱化を進めるに当たっては、国の基本計画に掲げる「人命の保護」、「国家及び社会の重要な機能の維持」、「国民の財産及び公共施設の被害の最小化」、「迅速な復旧復興」という4つの基本目標や、北海道強靱化計画に掲げる「生命・財産と社会経済システムを守る」「北海道の強みを活かし、国全体の強靱化に貢献する」「持続的成長を促進する」という3つの目標に配意しつつ、次の3つを湧別町独自の目標として掲げ、関連施策の推進に努めるものとする。

#### 湧別町強靱化の目標

- (1) 大規模自然災害から町民の生命・財産と湧別町社会経済システムを守る
- (2) 湧別町の強みを活かし、国・北海道全体の強靱化に貢献する
- (3) 湧別町の持続的成長を促進する

## 4 本計画の対象とするリスク

---

湧別町強靱化の対象となるリスクは、自然災害のみならず、大規模事故など幅広い事象が想定され得るが、「北海道強靱化計画」が首都直下地震や南海トラフ地震など、広域な範囲に甚大な被害をもたらす大規模自然災害を対象としていることなども踏まえ、本計画においても大規模自然災害を対象とする。

また、大規模自然災害の範囲については、目標（１）に掲げる「町民の生命・財産と湧別町の社会経済システムを守る」という観点から、湧別町に甚大な被害をもたらすと想定される自然災害全般とし、さらに、目標（２）に掲げる「国・北海道全体の強靱化に貢献する」という観点から、町外における大規模自然災害についても、湧別町として対応すべきリスクの対象とする。

本計画で想定する主な自然災害リスクについて、過去の被害状況や発生確率、被害想定など災害事象ごとの概略を以下に提示する。

### 4-1 湧別町における主な自然災害リスク

#### （１）地震・津波

- 網走沖における地震（H22 北海道総務部危機対策局危機対策課）
  - ・ 津波到達時間は最短で地震発生後約 30 分で沿岸域に到達し、遅くても地震発生後約 40 分で沿岸域に到達することが予想
  - ・ 登栄床漁港や芭露漁港などのサロマ湖内では、数十 cm の水位変動が発生することが予想
- 内陸型地震（H26 地震調査研究推進本部長期評価）
  - ・ 道内の主要活断層は 13 箇所

#### （２）豪雨／暴風雨／竜巻

- 道内においては、過去 30 年の台風接近数は、年平均 1.7 個（全国平均約 3 個）と比較的少ないが、これまでも 1981 年の低気圧前線と台風による大水害をはじめ、前線性降雨や台風による浸水被害等が道内各所で発生しており、また、近年においては、集中豪雨による災害が頻繁に発生
- 道内においては、1991 年から 2013 年の間に、70 の竜巻、突風によって、死傷者や住宅損壊などの被害が発生

#### （３）豪雪／暴風雪

- 寒冷多雪地域である北海道では、大雪や雪崩、吹雪による交通障害、家屋の倒壊、人的被害が頻繁に発生
- 2013 年には、道東を中心とした暴風雪により、町内で 1 名の死者が発生

## 4-2 町外における主な自然災害リスク

### (1) 首都直下地震

- 発生確率 …… M7.3 程度、30 年以内に 70%
- 被害想定 …… 死者 2.3 万人、負傷者 12.3 万人、避難者 720 万人、  
建物全壊 61 万棟、経済被害 95.3 兆円、被害範囲 1 都 8 県

### (2) 南海トラフ地震

- 発生確率 …… M8～9 以上、30 年以内に 70～80%
- 被害想定 …… 死者 32.3 万人、負傷者 62.3 万人、避難者 950 万人、  
建物全壊 238.6 万棟、経済被害 220 兆円、  
被災範囲 40 都府県（関東、北陸以西）



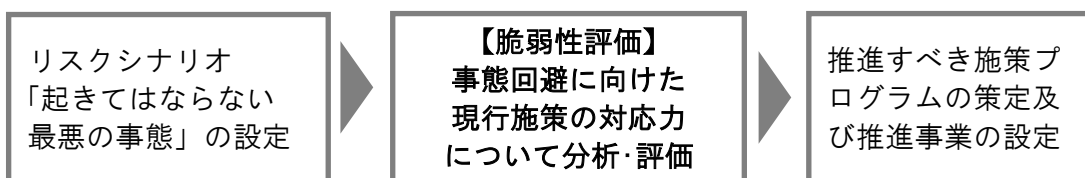
## 第3章 脆弱性評価

### 1 脆弱性評価の考え方

大規模自然災害等に対する脆弱性を分析・評価すること（以下、「脆弱性評価」という。）は、国土強靱化に関する施策を策定し、効果的、効率的に推進していく上で必要不可欠なプロセスであり（基本法第9条第5項）、国の基本計画や北海道強靱化計画においても、脆弱性評価の結果を踏まえた施策の推進方策が示されている。

湧別町としても、本計画に掲げる湧別町強靱化に関する施策の推進に必要な事項を明らかにするため、国が実施した評価手法や「国土強靱化地域計画策定ガイドライン」等を参考に、以下の枠組みにより脆弱性評価を実施した。

#### 【脆弱性評価を通じた施策検討の流れ】



#### 【脆弱性評価において想定するリスク】

- ・ 過去に町内で発生した自然災害による被害状況、各種災害に係る発生確率や被害想定等を踏まえ、今後、湧別町に甚大な被害をもたらすと想定される自然災害全般をリスクの対象として、評価を実施
- ・ また、国土強靱化への貢献という観点から、町内の大規模自然災害に加え、首都直下地震や南海トラフ地震など道外における大規模自然災害のリスク低減に向けた湧別町の対応力についても、併せて評価

## 2 リスクシナリオ「起きてはならない最悪の事態」の設定

国の基本計画や北海道強靱化計画で設定されている「事前に備えるべき目標」、及び「起きてはならない最悪の事態」をもとに、積雪寒冷など湧別町の地域特性等を踏まえるとともに、施策の重複などを勘案し、「最悪の事態」区分の整理・統合・絞り込み等を行い、湧別町の脆弱性評価の前提となるリスクシナリオとして、7つのカテゴリーと19の「起きてはならない最悪の事態」を設定した。

### 【リスクシナリオ 19の「起きてはならない最悪の事態」】

カテゴリー	起きてはならない最悪の事態（リスクシナリオ）
1 人命の保護	1-1 地震等による建築物等の大規模倒壊や火災に伴う死傷者の発生
	1-2 土砂災害による多数の死傷者の発生
	1-3 大規模津波等による多数の死傷者の発生
	1-4 異常気象等による広域かつ長期的な市街地等の浸水
	1-5 暴風雪及び豪雪による交通途絶等に伴う死傷者の発生
	1-6 積雪寒冷を想定した避難体制等の未整備による被害の拡大
	1-7 情報伝達の不備・途絶等による死傷者の拡大
2 救助・救急活動等の迅速な実施	2-1 被災地での食料・飲料水等、生命に関わる物資供給の長期停止
	2-2 消防、警察、自衛隊等の被災等による救助・救急活動の停滞
	2-3 被災地における医療・福祉機能等の麻痺
3 行政機能の確保	3-1 町内外における行政機能の大幅な低下
4 ライフラインの確保	4-1 エネルギー供給の停止
	4-2 食料の安定供給の停滞
	4-3 上下水道等の長期間にわたる機能停止
	4-4 町外との基幹交通及び地域交通ネットワークの機能停止
5 経済活動の機能維持	5-1 サプライチェーンの寸断や中枢機能の麻痺等による企業活動等の停滞
6 二次災害の抑制	6-1 農地・森林等の荒廃による被害の拡大
7 迅速な復旧・復興等	7-1 災害廃棄物の処理の停滞による復旧・復興の大幅な遅れ
	7-2 復旧・復興等を担う人材の絶対的不足

### 3 評価の実施手順

---

前項で定めた19の「起きてはならない最悪の事態」ごとに、関連する現行の施策の推進状況や課題等を整理し、事態の回避に向けた現行施策の対応力について、分析・評価を行った。

評価に当たっては、施策の進捗度や達成度を定量的に把握するため、現状の数値データを収集し、参考指標として活用した。

### 4 評価結果

---

評価結果は次のとおり。

## (1) 人命の保護

### 1-1 地震等による建築物等の大規模倒壊や火災に伴う死傷者の発生

#### 【評価結果】

##### (住宅・建築物等の耐震化)

- 住宅・建築物等の耐震化率は、法改正により一定規模の建築物に対する耐震診断が義務づけられたことなども踏まえ、国の支援制度等を有効活用し、耐震化の促進を図る必要がある。特に、民間の大規模建築物などについては、早急な耐震診断の実施や診断結果に基づく必要な耐震化整備を進める必要がある。
- 災害発生時における空き家の倒壊等による危害を防ぐため、関係機関と連携を図り、除去や適正管理の指導等を進める必要がある。
- 社会福祉施設(67%(R元))、社会体育施設(71%(R元))などの不特定多数が集まる施設の耐震化は進捗途上にあり、これらの施設は、災害時に避難場所や救護用施設として利用されることもあることから、天井の脱落対策等も含め、耐震化の一層の促進を図る必要がある。

##### (建築物等の老朽化対策)

- 公共建築物の老朽化対策については、維持管理や保守、更新等、必要な取組を進めているが、今後、更新時期を迎える建築物が多数見込まれることから、「湧別町公共施設等総合管理計画」に沿った維持管理等を適切に行う必要がある。
- 「湧別町公営住宅等長寿命化計画」に沿った公営住宅の計画的な建替え、改善等を実施する必要がある。

##### (避難場所等の指定・整備)

- 避難期間や災害種別に対応した適切な避難体制を確保するため、災害対策基本法に基づく指定緊急避難場所及び避難所の住民周知を図る必要がある。
- 高齢者、障がい者等の要配慮者の安全確保を図るため、特別養護老人ホーム等を活用した福祉避難所の住民周知を図る必要がある。
- 災害時の避難場所として活用される公共建築物や公園等について、耐震改修なども含め整備が行われているが、引き続き地域の実情に応じた施設整備を促進する必要がある。

##### (緊急輸送道路等の整備)

- 救急救援活動等に必要な緊急輸送道路や避難路について、国や北海道と連携を図り整備を推進する必要がある。

##### (その他)

- 火災の未然防止や被害低減を図るため、引き続き関係機関が連携した火災予防に関する啓発活動や防火設備の設置促進、危険物施設の安全確保などの取組を推進する必要がある。

#### 【指標（現状値）】

・ 公立小中学校の耐震化率	100% (R元)
・ 社会福祉施設の耐震化率 (床面積 1,000 m <sup>2</sup> 以上)	67% (R元)
・ 社会体育施設の耐震化率 (床面積 1,000 m <sup>2</sup> 以上)	71% (R元)
・ 空き家件数	237 件 (R元)
・ 指定緊急避難場所の指定状況	22 施設 (R元)
・ 津波避難所の指定状況	11 施設 (R元)
・ 洪水避難所の指定状況	22 施設 (R元)
・ 雪害避難所の指定状況	9 施設 (R元)
・ 福祉避難所の指定状況	3 施設 (R元)

## 1-2 土砂災害による多数の死傷者の発生

### 【評価結果】

#### （警戒避難体制の整備）

- 大雨等により土砂災害（土石流、地すべり・がけ崩れ等）による被害の低減に向け、土石流危険渓流区域及び地すべり・がけ崩れ等危険区域の指定状況等について住民周知を図る必要がある。

#### （砂防設備等の整備）

- 土砂災害（土石流、地すべり・がけ崩れ等）の恐れがある箇所については、北海道が主体となり砂防設備や急傾斜地崩壊防止施設等の整備を進めていることから、緊急性の高い箇所について情報提供を行うなど、砂防施設等の効果的な整備を実施するための連携を図る必要がある。

### 【指標（現状値）】

- |                 |           |
|-----------------|-----------|
| ・土石流危険渓流区域      | 44箇所（H20） |
| ・地すべり・がけ崩れ等危険区域 | 21箇所（H26） |

## 1-3 大規模津波等による多数の死傷者の発生

### 【評価結果】

#### （津波避難体制の整備）

- 新たな津波浸水想定が設定されるなどの情勢変化に応じ、ハザードマップの見直しをはじめ避難体制の再整備が求められる。
- 津波浸水想定の見直しに応じ、ハザードマップや避難計画の改訂を促進する必要がある。
- 避難誘導に役立つ各種標識、表示板等の設置について、津波避難計画等に基づき、情勢に合わせた適切な整備を図る必要がある。

### 【指標（現状値）】

- |               |                  |
|---------------|------------------|
| ・津波防災ハザードマップ  | 作成済（H24）、改定（H30） |
| ・津波避難計画       | 策定済（H21）、改定（H25） |
| ・避難場所等表示板設置箇所 | 44箇所（R元）         |

#### 1-4 異常気象等による広域かつ長期的な市街地等の浸水

##### 【評価結果】

###### （洪水ハザードマップの作成）

- 作成した「洪水防災ハザードマップ」を活用しながら、平時から防災意識の向上と自主的な避難の心構えを養う必要がある。

###### （河川改修等の治水対策）

- 国、道、町では、それぞれの管理河川において、洪水を安全に流下させるための河道の掘削、築堤、護岸の整備などの治水対策を行ってきたが、進捗途上であり、近年浸水被害を受けた河川や市街地を流れる河川等の改修に重点化するなど、今後一層の効果的、効率的な整備を進める必要がある。
- ゲリラ豪雨などの大雨による内水浸水被害を軽減するため、排水ポンプ場や雨水管渠などの下水道施設の整備を進める必要がある。

###### （河川管理施設の老朽化対策）

- 樋門・樋管、排水機場等の河川管理施設については、老朽施設の補修等を計画的に行っているが、施設設置後の計画年数により老朽施設が急増している状況にあることから、優先順位を考慮した計画的な老朽化対策や施設の適切な維持管理が求められる。

##### 【指標（現状値）】

- ・ 洪水防災ハザードマップ 作成済（H24）、改定（H30）

#### 1-5 暴風雪及び豪雪による交通途絶等に伴う死傷者の発生

##### 【評価結果】

###### （暴風雪時における道路管理体制）

- 暴風雪時において、通行規制等のリアルタイム情報を関係機関が迅速に共有し、住民等への情報伝達を円滑に実施するための体制を強化する必要がある。

###### （防雪施設の整備）

- 各道路管理者（国、道、町）においては、道路防災総点検を踏まえた要対策箇所を中心に、防雪柵や雪崩予防柵など必要な防雪施設の整備を重点的に進めているが、必要箇所への対策は進捗途上にあるとともに、今後、気象条件の変化により新たな対策が必要な箇所が生じる可能性もあることから、今後一層の効果的な整備を進めていく必要がある。

###### （除雪体制の確保）

- 各道路管理者（国、道、町）において管理道路の除排雪事業を進めているほか、豪雪等の異常気象時においては、各管理者による情報共有や相互連携を強化するなど、円滑な除雪体制の確保に努めているが、各管理者における財政事情、除雪作業を請け負う事業者の経営環境の悪化、オペレーターの確保、除雪機械の老朽化など、安定的な除雪体制を確保する上で多くの課題を抱えており、これらの課題を踏まえた総合的な対策が必要である。

##### 【指標（現状値）】

- ・ 町道除雪路線延長 353.1km（R元）

## 1-6 積雪寒冷を想定した避難体制等の未整備による被害の拡大

### 【評価結果】

#### （冬季も含めた帰宅困難者対策）

- 災害時における帰宅困難者対策として、気象情報、道路の通行止めや交通機関の運休状況、雪害避難所等に関する情報を迅速に周知するなどの対策が必要であり、道路管理者との連携による帰宅困難者の避難対策の取組を進める必要がある。

#### （積雪寒冷を想定した避難所等の対策）

- 積雪や低温など北海道の冬の厳しい自然条件を踏まえ、毛布、発電機、暖房器具の備蓄整備など避難所等における防寒対策に取り組む必要がある。

### 【指標（現状値）】

- ・ 発電機 17 台 (R 元)
- ・ 毛布 1,008 枚 (R 元)
- ・ 暖房器具 18 台 (石油ストーブ)、1 台 (電気ストーブ) (R 元)

## 1-7 情報伝達の不備・途絶等による死傷者の拡大

### 【評価結果】

#### （関係行政機関相互の連絡体制の整備及び情報の共有化）

- 現在、北海道においては「地域防災情報共有推進会議」、「北海道大規模災害対応連絡会」などにより、関係行政機関の防災情報の共有化が進められており、今後も被害の軽減や迅速な応急・救助活動に不可欠な関係機関相互の連絡体制を強化する必要がある。
- 迅速かつ円滑な災害対策を実施するため、監視カメラ画像、雨量・水位、通行止め情報をリアルタイムで共有する防災情報共有システムの整備が進められ、市町村及び関係機関間で防災情報を共有しているが、老朽施設の更新や未整備箇所の整備など同システムの機能強化を図る必要がある。
- 防災気象情報や避難情報などの災害情報について、北海道防災情報システムの運用により、道及び市町村と情報共有を図り、住民等へ伝達しているが、今後、より迅速で確実な情報伝達を行うためには、災害通信訓練等によりシステム運用をはじめとした習熟を図る必要がある。
- 北海道地域防災計画の見直しにより、大規模災害時には、防災関係機関が道の災害対策本部に招集し、情報の共有を図ることとしており、今後も防災訓練などを通じ、情報収集・共有体制の強化を図っていく必要がある。

#### （住民等への情報伝達体制の強化）

- 避難勧告等の発令基準について住民周知を図る必要がある。
- 災害時における住民安否情報の確認のため、国が改修を予定している国民保護法に基づく安否情報システムの有効活用も含め、災害時の安否情報を効果的に収集・提供するための体制を構築する必要がある。
- 住民等への災害情報の伝達手段として、従来から活用している登録制メールや緊急速報メールだけではなく、「Lアラート（公共情報 commons）」の適切な運用など、多様な方法による災害情報の伝達体制を整備する必要がある。
- テレビやラジオなど既存メディアの中断や携帯電話の輻輳時においても、住民等へ防災情報を確実に提供するため、避難所等に防災行政無線の戸別受信機などの防災情報伝達手段を整備し、災害情報提供の耐災害性を向上する必要がある。

#### （観光客、高齢者等の要配慮者対策）

- 災害発生時において、観光客の安全を確保し、適切に保護するため、迅速かつ正確な情報提供や避難誘導など、災害から観光客を守る受入体制の整備が必要である。特に、外国人観光客については、災害情報の伝達手段が十分に整備されていない状況にあり、本町を訪れる多数の外国人観光客の安全・安心を確保するためにも、国が策定した指針等に沿って関係行政機関が連携し、外国人向け災害情報の伝達体制を強化する必要がある。
- 災害発生時の避難等に支援を要する要介護高齢者や障がい者などに対する避難誘導などの支援が迅速かつ適切に行えるよう、町内における避難行動要支援者の名簿の作成・活用や具体的な避難方法等をまとめた個別計画を策定する必要がある。

#### （地域防災活動、防災教育の推進）

- 地域防災力の向上に向けて、北海道が取り組んでいる「地域防災マスター制度」などを活用して地域の防災リーダーを育成し、自主防災組織の結成促進等を図る必要がある。
- 防災教育の推進に向けて、住民、企業、団体、大学、関係機関、NPOなどと連携し、多様な担い手の育成を図るとともに、「ほっかいどう防災教育協働ネットワーク(H26.6 設立)」への参画促進などにより、構成員のノウハウ等を活かした連携・協働の促進を図る必要がある。
- 学校教育においては、防災教育啓発資料の配付や体験型防災教育などを通じ、学校関係者及び児童生徒の防災意識の向上に向けた取組を進めているが、今後、地域・学校の実情に応じた実践的な避難訓練の実施など、一層の効果的な取組を行う必要がある。

#### （災害時における行政機関相互の通信手段の確保）

- 災害時の行政間の通信回線を確保するため、更新期を迎えている北海道と道内市町村とを結ぶ総合行政情報ネットワークについて、通信基盤の計画的な更新が必要である。
- 被災による有線電話や携帯電話など有線系統の通信不能時においても、情報伝達が可能となるよう、財政状況等も勘案しながら、衛星携帯電話の整備を促進する必要がある。

### 【指標（現状値）】

・ 自主防災組織の組織状況	19 組織 (R 元)
・ 防災訓練の実施回数	2 回 (R 元)
・ まちづくり出前講座（防災）の実施回数	9 回 (R 元)
・ 小中学校の防災訓練実施回数（1校あたり）	2 回 (R 元)
・ 一日防災学校の実施状況	1 校 (R 元)
・ 防災行政無線のデジタル化	未整備 (R 元)
・ 衛星携帯電話の整備状況	整備済 (R 元)



## (2) 救助・救急活動等の迅速な実施

### 2-1 被災地での食料・飲料水等、生命に関わる物資供給の長期停止

#### 【評価結果】

##### (支援物資の供給等に係る連携体制の整備)

- 地域防災計画に基づき、支援物資の供給をはじめ医療、救助・救援、帰宅支援など災害時の応急対策に必要な各分野において、道、市町村、民間企業・団体等との間で連携協定を締結しているが、災害時において、これらの協定の効率的な活動を確保するためにも、対象業務の拡大など協定内容の見直しを適宜行うとともに、防災訓練など平時の活動を活発に行う必要がある。

##### (非常用物資の備蓄促進)

- 大規模災害時において地域間連携による応急物資等の迅速な調達を図るため、道内の各振興局内での備蓄・調達体制を強化するとともに、振興局を越えた広域での応援体制の整備を推進する必要がある。
- 家庭や企業等においては、被害想定や冬期間の対応なども想定し、3日分の備蓄が奨励されていることから、自発的な備蓄を促進するため道や町による啓発活動に取り組む必要がある。
- 財政負担の軽減にも配慮しながら、非常用物資の備蓄体制の強化に向けた取組を促進する必要がある。

#### 【指標（現状値）】

- ・ 防災関係の協定締結件数（民間企業・団体、行政機関） 22件（R元）
- ・ 非常用物資の備蓄状況 7,900食（アルファ化米）、1,320食（ビスケット）、1,400食（ようかん）、400枚（アルミ折りたたみマット）、60個（段ボールベッド）（R元）

### 2-2 消防、警察、自衛隊等の被災等による救助・救急活動の停滞

#### 【評価結果】

##### (合同訓練など関係行政機関の連携体制整備)

- 地域防災計画の推進や防災総合訓練など関係行政機関の連携を図っており、今後も防災訓練などの機会を通じ、消防、警察、自衛隊など関係機関相互の連携体制を強化し、災害対応の実効性を高めていく必要がある。
- 緊急消防援助隊や広域緊急援助隊などそれぞれの部門において様々な形態、規模による訓練が実施されており、これらの訓練で得た課題を踏まえ、より効果的な訓練環境の整備を図るなど、災害対応の実効性を高めていく必要がある。

##### (自衛隊体制の維持・拡充)

- 東日本大震災時には、陸上自衛隊北部方面隊から最大1万3千人（延べ83万人）の人員が被災地に派遣されるなど、被災地支援に大きな役割を担ったところであり、今後の道内外における大規模自然災害時に備え、本道の自衛隊が果たしうる役割や訓練環境に優れた本道の地理的特性等を踏まえ、道内各地域に配備されている部隊、装備、人員の確保など、本道の自衛隊体制の維持・拡充を図る必要がある。

##### (救急活動等に不可欠な情報基盤、資機材の整備)

- 遠軽地区広域組合における消防救急無線のデジタル化は整備済みであり、今後は計画的な機器更新を行う必要がある。
- 消防の災害対応能力強化のため災害用資機材の新規購入、整備を図る必要がある。加えて消防団の装備の充実について促進する必要がある。
- 救急活動に不可欠であるAED等救命装置について、町内の主要な公共施設（学校含む）や民間施設への設置及び普及を推進する必要がある。

#### 【指標（現状値）】

- ・ 公共施設（学校含む）におけるAED設置数 35施設（R元）

## 2-3 被災地における医療・福祉機能等の麻痺

### 【評価結果】

#### （災害時における医療支援体制の強化）

- 災害の規模等により応急医療の必要があるときは、医師会に対し派遣要請を行うとともに、災害急性期においては道に対して災害派遣医療チーム（DMAT）の派遣を要請するなど、災害時における医療支援体制の強化を推進する必要がある。

#### （災害時における病院機能の確保）

- 災害時における病院機能を確保するため、自家発電設備の増強や応急用医療資機材の整備など、所要の対策を早急に図る必要がある。

#### （災害時における福祉的支援）

- 被災した社会福祉施設等の入居者の避難先確保や人的・物的支援を更に充実する必要がある。

#### （防疫対策）

- 災害発生時においては、速やかな感染症予防対策が重要であり、また、災害時における感染症の発生やまん延を防止するには、平時から定期的予防接種を対象者が適切に受けることができる体制を継続するとともに、避難所等における衛生管理に取り組む必要がある。

### 【指標（現状値）】

- ・ 町民の特定健診受診率 44.1% (H30)
- ・ 予防接種法に基づく予防接種麻疹・風しんワクチンの接種率 I期 91.0%、II期 98.2% (H30)

### (3) 行政機能の確保

#### 3-1 町内外における行政機能の大幅な低下

##### 【評価結果】

##### (災害対策本部機能の強化)

- 防災訓練などを通じ、本部機能の実施体制の検証を行うなど、効果的なフォローアップを行う必要がある。また、地域防災計画の見直しや業務継続計画の作成などを通じ、災害対策本部体制の機能強化を図る必要がある。
- 消防団は地域防災の中核的な存在として、消火活動や水防活動をはじめ、大規模災害時における住民の避難誘導や災害防衛など重要な役割を担っており、地域の防災力・水防力の維持・強化には、地域住民の消防団活動の理解と活動への参加促進を図る必要がある。
- 防災拠点となる役場庁舎の耐震化は図られているが、大規模災害発生時においても、災害応急対応や復旧対応など防災拠点としての業務を継続するための機能強化を図る必要がある。

##### (行政の業務継続体制の整備)

- 町の業務継続体制については、非常時優先業務の遂行に向けた執行体制を確保する必要がある。

##### (IT 部門における業務継続体制の整備)

- 災害時においても、町の業務を遂行する上で重要な役割を担う情報システムの機能を維持・継続するため、重要システムに係るサーバーのデータセンターへの移設などの取組を計画的に進める必要がある。
- 市町村の業務遂行の重要な手段として利用されている IT 機器や情報通信ネットワークの被災に備え、ICT 部門の業務継続計画 (ICT-BCP) の策定を促進する必要がある。

##### 【指標 (現状値)】

・ 消防団員数	195 人 (R 元)
・ 消防団活動・安全マニュアルの策定	未策定 (R 元)
・ ICT 部門を含む業務継続計画の策定状況	未策定 (R 元)
・ 町の災害対策本部を設置する庁舎 (役場) の耐震化率	100% (R 元)
・ 消防署所の耐震化率	100% (R 元)

## (4) ライフラインの確保

### 4-1 エネルギー供給の停止

#### 【評価結果】

##### (再生可能エネルギーの導入拡大)

- 北海道に豊富に賦存する再生可能エネルギーのポテンシャルを踏まえると、北海道における再生可能エネルギーの導入は今後更なる拡大が期待できることから、国や北海道などの関係機関と連携を図りながらエネルギーの地産地消など関連施策を推進する必要がある。

##### (多様なエネルギー資源の活用)

- 北海道におけるエネルギー構成の多様化を推進するため、天然ガス自動車の普及などの天然ガスの利用拡大とともに、北海道周辺に賦存するメタンハイドレートの資源化等に向けた取組を促進する必要がある。

##### (避難所等への石油燃料供給の確保)

- 災害時において救助・救急・災害復旧活動等に必要な車両や避難所等に石油燃料供給を安定確保するため、石油業協同組合との間で協定を締結しており、本協定が災害時に有効に機能するよう、平時からの情報共有など連携強化を図る必要がある。

#### 【指標（現状値）】

## 4-2 食料の安定供給の停滞

### 【評価結果】

#### （食料生産基盤の整備）

- 北海道の農水産業は高い食料供給力を持っており、大規模災害により、その生産基盤が打撃を受けた場合、本道のみならず全国の食料需給に甚大な影響を及ぼすことが危惧される。また、平時はもとより、道外での大規模災害時においても、被災地をはじめ全国への食料供給を安定的に行うという重要な役割を担うことが求められる。こうした事態に備え、耐震化や津波対策、老朽化対策などの防災・減災対策も含め、農地や農業水利施設、漁港施設等の生産基盤の整備を着実に推進する必要がある。

#### （農水産業の体質強化）

- 北海道の農水産業は、大変厳しい経営環境の中、担い手不足などの大きな課題を抱えており、災害発生時を含め、国全体の食料の安定供給に将来にわたって貢献をしていくためには、経営安定対策や担い手の育成確保など、本町の農水産業の持続的な発展につながる取組を効果的に推進する必要がある。

#### （道産食料品の販路拡大）

- 大災害時において食料の供給を安定的に行うためには、平時においても販路の開拓、拡大等により、一定の生産量を確保していくことが必要であり、食の高付加価値化などによる農水産物の輸出拡大の取組など、生産、加工、流通が一体となった取組を推進する必要がある。

#### （道産農産物の産地備蓄の推進）

- 国では、不作時等の緊急時に備えるため、米などの主要穀物の備蓄を行っているが、災害時には米以外の農産物の供給も課題となることから、こうした事態に備え、産地における農産物の長期貯蔵など、農産物の円滑な供給に資する取組を進める必要がある。

### 【指標（現状値）】

・ 生乳生産量	109,930 トン (H30)
・ 乳牛飼養頭数	19,204 頭 (H30)
・ 新規就農者数	1 人 (H27~R 元)
・ 玉ねぎ販売額	2,634,484 千円 (H30)
・ 小麦販売額	139,690 千円 (H30)
・ 耕作放棄地、遊休農地面積	0ha (H30)

#### 4-3 上下水道等の長期間にわたる機能停止

##### 【評価結果】

###### （水道施設の耐震化、老朽化対策等）

- 災害時においても給水機能を確保するため、配水池や浄水場など水道施設の耐震化や老朽化対策が進められているが、いずれも進捗途上であり、計画的な整備を促進する必要がある。また、今後、更新期を迎える施設については、今後の水需要などを考慮した施設の更新や維持管理など老朽化対策を促進することが必要である。

###### （水道施設の防災機能の強化）

- 水道施設が地震などにより被災した場合に備え、水道事業者において緊急時の給水拠点の確保を図るための施設整備や、応急給水体制の整備を進め、防災機能の強化を図る必要がある。

###### （下水道 BCP の策定）

- 災害時に備え、下水道施設の BCP 策定を早急に進める必要がある。

###### （下水道施設等の耐震化、老朽化対策等）

- 地震時における下水道機能の確保のため、施設の改築・更新など計画的な維持管理に欠かせない長寿命化計画を策定し、今後、増大してくる老朽化施設の改築更新等を計画的に進めていく必要がある。
- 浄化槽について、老朽化した単独浄化槽から災害に強い合併浄化槽への転換を促進する必要がある。

##### 【指標（現状値）】

- |                  |            |
|------------------|------------|
| ・下水道長寿命化計画の策定    | 策定済（H28）   |
| ・下水道 BCP の策定     | 策定済（H29）   |
| ・下水道ストックマネジメント計画 | 策定中（R 元）   |
| ・浄化槽のうち合併浄化槽の設置率 | 99.0%（R 元） |

#### 4-4 町外との基幹交通及び地域交通ネットワークの機能停止

##### 【評価結果】

##### （高規格幹線道路等の整備）

- 高規格幹線道路旭川・紋別自動車道は、遠紋地区で生産された農水産物の流通において、その中核を担う「産業の道路」であるとともに、高次医療施設への搬送時間の短縮や災害時における救援物資の運搬など、地域住民にとって安全安心な暮らしを確保するために必要不可欠な「命の道路」であることから、国・道と強く連携しながら、迅速かつ着実に整備を進める必要がある。
- 大災害時に、被災地からの避難や被災地への物資供給、救援救急活動などを迅速に行うためには、広域交通の分断を回避し、防災拠点間を結ぶ移動の代替性を確保することが重要であり、緊急輸送道路や避難路等の整備も計画的に推進する必要がある。

##### （道路施設の防災対策、耐震化、老朽化対策）

- 落石や岩石崩落などの道路防災総点検の結果に基づき、要対策箇所について、引き続き計画的な整備を行う必要がある。また、橋梁の耐震化についても、引き続き計画的な整備を行う必要がある。
- 橋梁の老朽化対策については、「橋梁長寿命化修繕計画」に基づき、着実な整備を推進するとともに、計画的な補修・更新の適切な維持管理を実施する必要がある。

##### （空港の機能強化）

- 災害時において、人員などの輸送拠点として重要な役割を道内の空港が担うためには、平時より、新千歳空港の国際拠点空港化、地方空港の機能向上に向けた施設整備など、道内の空港の機能強化等を推進することが必要である。

##### （航空ネットワークの維持・拡充）

- 広域分散型の北海道では、人員の移動や物資の輸送において、航空路線は欠くことのできない重要な役割の一つであるため、道内航空路線の再開に向けて、オホーツク紋別空港の利用促進に向けた取組を推進する必要がある。

##### （鉄道施設の耐震化）

- 発災時における鉄道利用者の安全性の確保及び救援物資等の大量輸送に必要な鉄道機能を維持するため、鉄道事業者による駅舎や高架など鉄道施設の耐災害性の確保が必要である。

##### 【指標（現状値）】

・高規格幹線道路「旭川・紋別自動車道」の整備状況	遠軽ICまで供用中 遠軽～上湧別 計画区間
・紋別⇄東京直行便搭乗率	61.18% (H30)
・橋梁の修繕数	8箇所 (R元)
・道路橋の長寿命化修繕計画の策定	策定済 (H25)、見直し (R元)

## (5) 経済活動の機能維持

### 5-1 サプライチェーンの寸断や中枢機能の麻痺等による企業活動等の停滞

#### 【評価結果】

##### (企業における業務継続体制の強化)

- 中小企業の業務継続計画の策定を促進するため、国の共通ガイドラインや各業種・業態に合わせた策定マニュアルについて普及啓発を図るとともに、計画策定を希望する企業に対しては、その策定を支援する必要がある。

##### (被災企業等への支援)

- 災害に伴う経済環境の急変等により影響を受けた中小企業者等の事業の早期復旧と経営の安定を図るための各種支援策を実施しており、引き続きこうしたセーフティネット策を確保するとともに、被災後の支援のみならず、災害に対する事前の備えに向けた取組への支援についても検討する必要がある。

#### 【指標（現状値）】



## (6) 二次災害の抑制

### 6-1 農地・森林等の荒廃による被害の拡大

#### 【評価結果】

##### (森林の整備・保全)

- 大災害等に起因する森林の荒廃は、国全体の国土強靱化に大きな影響を与える大きな問題となる。このため、大雨や地震等の災害時における土石・土砂の流出や表層崩壊など山地災害を防止するため、森林の多面的機能の持続的な発揮に向け、造林、間伐等の森林整備や林道等の路網整備を計画的に推進する必要がある。
- 災害時における森林の多面的機能の継続的な発揮を図るため、エゾシカなど野生鳥獣による森林被害の防止対策を進める必要がある。

##### (農地・農業水利施設等の保全管理)

- 農地が持つ保水効果や土壌流出の防止効果など国土保全機能を維持するため、地域コミュニティ等による農地・農業水利施設等の地域資源の適正な保全管理を推進する必要がある。

#### 【指標（現状値）】

- ・ 民有林における人工造林面積 241,92ha (R元)
- ・ 農地・農業用水利施設等の地域資源を保全管理する活動組織数 2組織 ※多面的機能支払交付金 (R元)

## (7) 迅速な復旧・復興等

### 7-1 災害廃棄物の処理の停滞による復旧・復興の大幅な遅れ

#### 【評価結果】

##### (災害廃棄物の処理体制の整備)

- 大規模自然災害時の迅速な災害廃棄物処理のために、平時における処理場等の廃棄物処理施設の計画的な整備の推進により、大規模自然災害発生時の円滑な廃棄物処理体制の構築を図るとともに、災害時は、被災地における塵芥の収集及びし尿の汲み取り業務を迅速かつ適切に実施し、環境衛生に万全を期する必要がある。

#### 【指標（現状値）】

### 7-2 復旧・復興等を担う人材の絶対的不足

#### 【評価結果】

##### (災害対応に不可欠な建設業協会との連携)

- 町と建設業協会において、災害時の協力体制に関する実施協定を締結しているが、大規模災害の発生により、行政職員等の人員が極度に不足する場合にあっても、人命救助に伴う障害物の除去や道路交通の確保などの応急対策が迅速かつ効果的に行われるよう、建設業協会とのより一層の連携や専門的技術等の活用を図る必要がある。

##### (行政職員による応援体制)

- 災害時の復旧・復興等に関する業務が迅速かつ円滑に行えるよう、平時より国・道及び市町村の行政職員の相互応援体制の強化を図る必要がある。

#### 【指標（現状値）】

## 第4章 湧別町強靱化のための施策プログラムの策定等

### 1 施策プログラム策定の考え方

第3章に示した脆弱性評価の結果を踏まえ、湧別町における強靱化施策の取組方針を示す「湧別町強靱化のための施策プログラム」を策定する。

施策プログラムは、脆弱性評価において設定した「起きてはならない最悪の事態」を回避するため、本町のみならず国、道、民間それぞれの取組主体が適切な役割分担と連携のもとで行う。

また、取り組むべきリスク回避のために、施設の整備・耐震化、代替施設の確保等の「ハード対策」のみではなく、情報・訓練・防災教育をはじめとした「ソフト対策」を組み合わせ、19の「起きてはならない最悪の事態（リスクシナリオ）」ごとに取りまとめる。

### 2 施策推進の指標となる目標値の設定

施策推進に当たり、個別施策の進捗や実績を定量的に把握するため、可能な限り数値目標を設定する。

なお、本計画に掲載する目標値については、施策推進のための財源措置等が担保されていないことに加え、北海道や国が推進主体となる施策も数多くあることなどから、経年的な事業量等を積み上げた精緻な指標ではなく、施策推進に関わる国、道、市町村、民間等の各関係者が共有する「努力目標」と位置づける。

また、計画策定後の状況変化等に機動的に対応するため、計画期間中においても、必要に応じ目標値の見直しや新たな設定を行う。

### 3 施策の重点化（重点化すべき施策項目の設定）

施策推進に必要な財源の制約があることから、本計画の実効性を確保するため、優先順位を考慮した施策の重点化を図る必要がある。

湧別町総合計画で定める基本構想の実現を図るとともに、本町の強靱化を北海道・国の強靱化へとつなげるため、総合計画の基本構想に沿った取組や、「北海道強靱化計画」で示された重点化項目と調和を図りながら、緊急性や優先度を総合的に判断し、33の重点化すべき施策項目を設定した。

## 4 推進事業の設定

---

施策推進に必要な各事業のうち、湧別町が主体となって実施する事業を設定し、個別の箇所・地区等については別表に整理する。

また、計画策定後の状況変化等に機動的に対応するため、計画期間中においても、必要に応じ推進事業の見直しや新たな設定を行う。

## 【湧別町強靱化のための施策プログラムの策定及び推進事業一覧】

- ・ 脆弱性評価において設定した19の「起きてはならない最悪の事態」ごとに、事態回避に向け推進する施策プログラムを策定し掲載
- ・ 当該施策プログラムの推進に関わる取組主体（国、道、町、民間の4区分）を末尾に〔 〕書きで記載
- ・ 重点化すべき施策項目については、各施策項目の末尾に「重点」と記載
- ・ 施策プログラムは複数の「最悪の事態」に対応するものも多くあるが、最も関わりのある「最悪の事態」に掲載することとし、再掲はしていない。

### 1. 人命の保護

#### 1-1 地震等による建築物等の大規模倒壊や火災に伴う死傷者の発生

##### （住宅・建築物等の耐震化）重点

- 住宅・建築物等の耐震化については、法改正により一定規模の建築物に対する耐震診断が義務づけられたことなども踏まえ、国の支援制度等を有効活用し、耐震化の促進を図る。〔国、道、町、民間〕
- 空き家所有者が、地震発生時における危険性を理解するとともに、適正な管理がなされるよう、除去や利活用の啓発を推進する。〔国、道、町、民間〕
- 社会福祉施設、社会体育施設など、多くの住民等が利用する公共施設について、災害時の避難場所として利用されることを踏まえ、耐震化の一層の促進を図る。〔国、道、町、民間〕

##### （建築物等の老朽化対策）重点

- 公共建築物の老朽化対策については、「湧別町公共施設等総合管理計画」に沿って、計画的な維持管理や施設の更新、除却を実施する。〔国、道、町〕
- 「湧別町公営住宅等長寿命化計画」に沿った公営住宅の計画的な建替え、改善等を実施する。〔国、道、町〕

##### （避難場所等の指定・整備）重点

- 避難期間や災害種別に対応した適切な避難体制を確保するため、災害対策基本法に基づく指定緊急避難場所及び避難所の住民周知を図る。〔道、町〕
- 高齢者、障がい者等の要配慮者の安全確保を図るため、特別養護老人ホーム等を活用した福祉避難所の住民周知を図る。〔道、町、民間〕
- 災害時の避難場所として活用される公共建築物や公園等について、耐震改修なども含め地域の実情に応じた施設整備を計画的に促進する。〔国、道、町〕

##### （緊急輸送道路等の整備）重点

- 救急救援活動等に必要となる緊急輸送道路や避難路について、国や北海道と連携を図り、計画的な整備を推進する。〔国、道、町〕

##### （その他）

- 火災の未然防止や被害低減を図るため、関係機関が連携した火災予防に関する啓発活動や防火設備の設置促進、危険物施設の安全確保の取組を推進する。

[国、道、町]

#### 《指 標》

・ 公立小中学校の耐震化率		100% (R元)	
・ 社会福祉施設の耐震化率 (床面積 1,000 m <sup>2</sup> 以上)	67% (R元)	➡	100% (R6)
・ 社会体育施設の耐震化率 (床面積 1,000 m <sup>2</sup> 以上)	71% (R元)	➡	100% (R6)
・ 空き家件数	237件 (R元)	➡	200件 (R6)
・ 指定緊急避難場所の指定状況	22施設 (R元)	}	必要に応じて追加指定する。
・ 津波避難所の指定状況	11施設 (R元)		
・ 洪水避難所の指定状況	22施設 (R元)		
・ 雪害避難所の指定状況	9施設 (R元)		
・ 福祉避難所の指定状況	3施設 (R元)		

#### 《推進事業》

- ・ 空き家対策総合支援事業 (湧別町空き家除却推進事業補助金)
- ・ 空き家対策総合支援事業 (旧教員住宅解体事業)
- ・ 空き家対策総合支援事業 (公営住宅生活雑排水処理施設解体事業)
- ・ 空き家対策総合支援事業 (計呂地団地解体事業)
- ・ 空き家対策総合支援事業 (旧西芭露寿の家解体事業)
- ・ 空き家対策総合支援事業 (上芭露団地解体事業)
- ・ 空き家対策総合支援事業 (空き家除却支援事業)
- ・ 空き家対策総合支援事業 (空き家賃貸住宅化支援事業)
- ・ 空き家対策総合支援事業 (空き家活用移住促進住宅整備事業)
- ・ 社会資本整備総合交付金 (西3線道路)
- ・ 社会資本整備総合交付金 (すみれ団地建替事業)
- ・ 社会資本整備総合交付金 (花園団地建替事業)
- ・ 社会資本整備総合交付金 (緑町団地建替事業)
- ・ 社会資本整備総合交付金 (計呂地団地解体事業)
- ・ 社会資本整備総合交付金 (泉団地解体事業)
- ・ 社会資本整備総合交付金 (中湧別総合体育館耐震改修事業)
- ・ 保育所等整備交付金 (上湧別地区認定こども園整備事業)
- ・ 学校施設環境改善交付金 (湧別地区義務教育学校整備事業)
- ・ 学校施設環境改善交付金 (上湧別地区義務教育学校整備事業)

## 1-2 土砂災害による多数の死傷者の発生

### (警戒避難体制の整備) **重点**

- 大雨等により土砂災害（土石流、地すべり・がけ崩れ等）による被害の低減に向け、土石流危険渓流区域及び地すべり・がけ崩れ等危険区域の指定状況等について住民周知を図る。[国、道、町]

### (砂防設備等の整備) **重点**

- 土砂災害（土石流、地すべり・がけ崩れ等）の恐れのある箇所については、北海道が主体となり砂防設備や急傾斜地崩壊防止施設等の整備を進めていることから、緊急性の高い箇所について情報提供を行うなど、砂防施設等の効果的な整備を実施するための連携を図る。[道、町]

### 《指 標》

- ・ 土石流危険渓流区域の指定数  
44箇所（H20） ➡ 必要に応じて追加指定する。
- ・ 地すべり・がけ崩れ等危険区域の指定数  
21箇所（H26） ➡ 必要に応じて追加指定する。

### 《推進事業》

### 1-3 大規模津波等による多数の死傷者の発生

#### (津波避難体制の整備) **重点**

- 新たな津波浸水想定及び津波災害警戒区域の指定等に併せ、現行のハザードマップや避難計画の改訂を促進する。[道、町]
- 避難誘導に必要な標識や表示板等の設置について、津波避難計画等に基づき整備を促進する。[国、道、町]

#### 《指 標》

- ・ 津波防災ハザードマップの作成状況  
作成済 (H24)、改定 (H30) ➡ 必要に応じて改訂を行う。
- ・ 津波避難計画の策定状況  
策定済 (H21)、改定 (H25) ➡ 必要に応じて見直しを行う。
- ・ 避難場所等表示板設置箇所  
44箇所 (R元) ➡ 情勢に合わせて適切な整備を行う。

#### 《推進事業》



## 1-4 異常気象等による広域かつ長期的な市街地等の浸水

### (洪水ハザードマップの作成) **重点**

- 作成した「洪水防災ハザードマップ」を有効活用し、平時から防災意識の向上と自主的な避難の心構えを養うことで、水災時における住民の円滑かつ迅速な避難体制の構築を図る。[国、道、町]

### (河川改修等の治水対策) **重点**

- 河道の掘削、築堤、護岸の整備などの治水対策について、近年の浸水被害等を勘案した重点的な整備を推進する。[国、道、町]
- 下水道浸水被害軽減のため、近年の内水による浸水被害状況等を勘案し、計画的な整備を推進する。[国、道、町]
- 樋門・樋管、排水機場等の河川管理施設について、それぞれの必要な治水機能を確保するため、施設の改良整備や老朽化施設の補修・更新を行うとともに、施設の維持管理を適切に実施する。[国、道、町]

#### 《指 標》

- ・ 洪水防災ハザードマップの作成状況  
作成済 (H24)、改定 (H30)    ➡    必要に応じて改訂を行う。

#### 《推進事業》

## 1-5 暴風雪及び豪雪による交通途絶等に伴う死傷者の発生

### (暴風雪時における道路管理体制の強化) **重点**

- 暴風雪時において、通行規制等のリアルタイム情報を関係機関が迅速に共有し、住民等への情報伝達を円滑に実施するための体制強化を図るとともに、暴風雪時の対応に関し、平時からの意識啓発を推進する。[国、道、町]

### (除雪施設の整備) **重点**

- 道路防災総点検を踏まえた要対策箇所について、防雪柵や雪崩予防柵などの対策工を重点的に実施するとともに、気象条件の変化により新たな対策が必要な箇所等の把握に努めるなど、計画的な施設整備を推進する。[国、道、町]

### (除雪体制の確保) **重点**

- 各道路管理者の管理水準に基づく適切な除排雪を推進するとともに、豪雪等の異常気象時に備え、道路管理者間の情報共有を図り、除雪車両や雪堆積場の迅速な貸付など相互支援体制を強化する。また、冬季における被害の拡大を防ぐため、緊急輸送道路や避難路の除雪を強化する。[国、道、町]
- 将来的にも安定的な除雪体制の確保が図られるよう、除雪機械の計画的な更新、増強及びオペレーターの確保に努め、道路の除雪体制の強化に向けた取り組みを進める。[国、道、町、民間]

#### 《指 標》

- ・ 町道除雪路線延長 353.1km (R元) ➡ 現状を維持する (R6)

#### 《推進事業》

- ・ 社会資本整備総合交付金 (R5年度：除雪グレーダー 1台、除雪ドーザ 1台)
- ・ 社会資本整備総合交付金 (R6年度：大型ロータリー除雪車 1台、除雪グレーダー 1台)

1-6 積雪寒冷を想定した避難体制等の未整備による被害の拡大

(冬季も含めた帰宅困難者対策)

- 災害時における帰宅困難者対策として、多様な媒体を通じ、気象情報、道路の通行止めや交通機関の運休状況、雪害避難所等に関する情報を迅速に周知する体制を強化するとともに、民間企業との連携による帰宅困難者支援の取組を促進する。[国、道、町、民間]

(積雪寒冷を想定した避難所等の対策) **重点**

- 避難所等における冬季防寒対策として、毛布、発電機、ストーブなどの暖房器具の備蓄を推進する。[道、町]

<b>《指 標》</b>	
・ 発電機	17 台 (R 元)
・ 毛布	1,008 枚 (R 元)
・ 暖房器具	18 台 (石油ストーブ) (R 元)
	1 台 (電気ストーブ) (R 元)
} 必要に応じて追加備蓄する。	

**《推進事業》**

## 1-7 情報伝達の不備・途絶等による死傷者の拡大

### (関係機関の情報共有化) **重点**

- 災害情報に関する関係機関の情報共有と住民への迅速な情報提供を図るため、北海道防災情報システムの効果的な運用を図るとともに、災害対策本部への連絡員の派遣など関係機関相互の連絡体制を強化する。[国、道、町、民間]
- 災害対策に必要な監視カメラ画像、雨量・水位、通行止め等に関する情報を関係機関がリアルタイムで共有する防災情報共有システムについて、一層の効果的な運用を図るため、老朽機器の更新や未整備箇所への計画的な整備を推進する。[国、道、町]
- 災害時における行政機関の通信回線を確保するため、道と市町村を結ぶ総合行政情報ネットワークや衛星携帯電話の計画的な更新を図る。[道、町]

### (住民等への情報伝達体制の強化) **重点**

- 災害時に住民が安全な避難行動をとれるよう、各種災害に係る避難勧告等の発令基準について住民に周知する。[道、町]
- 防災行政無線や緊急速報メールによる住民等への災害情報の伝達のほか、公衆無線 LAN 機能を有する防災情報ステーションの整備、アラート（公共情報commons）を活用したマスメディアによる迅速な情報提供など、多様な手段による災害情報の伝達体制の強化を推進する。[国、道、町、民間]

### (観光客、高齢者等の要配慮者対策) **重点**

- 外国人を含む観光客に対する災害情報の伝達体制の強化、観光関連施設におけるハード・ソフト両面からの防災対策など、災害時における観光客の安全確保に向けた取組を推進する。[国、道、町、民間]
- 災害時も含め外国人観光客等の移動の利便性を確保するため、観光地における案内表示等の多言語化を促進する。[国、道、町、民間]
- 要介護高齢者や障がい者など災害時の避難等に支援が必要な方々に対し、迅速で円滑な支援が可能となるよう、対象者の名簿の作成、避難誘導・支援に関する具体的な計画策定など、所要の対策を推進する。[国、道、町]

### (地域防災活動、防災教育の推進) **重点**

- 「地域防災マスター制度」の効果的な活用による地域防災に関する実践活動のリーダーの養成、自主防災組織の結成促進、教育施設等を活用した地域コミュニティの活性化など、地域防災力の強化に向けた取組を推進する。[道、町、民間]
- 防災教育の推進に向け、各種教材の提供や多様な媒体を活用した情報発信を行うとともに、個人や企業、団体、大学、関係機関、NPOなどのノウハウ等を活かした連携・協働の促進を図るため、「ほっかいどう防災教育協働ネットワーク」への多様な主体の参画を促進する。[道、町、民間]
- 教育関係者や児童・生徒に対する防災意識の啓発、実践的な防災訓練の実施、体験型の防災教育など、学校における防災教育を推進する。[道、町]

### 《指 標》

- ・ 自主防災組織の組織状況 19 組織 (R 元) ➡ 30 組織 (R6)
- ・ 防災訓練の実施回数 2 回 (R 元) ➡ 同数を維持する (R6)
- ・ まちづくり出前講座 (防災) の実施回数 9 回 (R 元) ➡ 同数を維持する (R6)
- ・ 小中学校の防災訓練実施回数 (1 校あたり) 2 回 (R 元) ➡ 同数を維持する (R6)
- ・ 一日防災学校の実施状況 1 校 (R 元) ➡ 小学校全校で実施する (R6)
- ・ 防災行政無線のデジタル化 未整備 (R 元) ➡ 整備予定 (R2)
- ・ 衛星携帯電話の整備状況 整備済 (R 元)

### 《推進事業》

## 2. 救助・救急活動等の迅速な実施

### 2-1 被災地での食料・飲料水等、生命に関わる物資供給の長期停止

#### (支援物資の供給等に係る連携体制の整備) **重点**

- 支援物資の供給をはじめ医療、救助・救援、帰宅支援など災害時の応急対策を迅速かつ円滑に行うため、道、市町村、民間企業・団体等との間で締結している連携協定について、協定に基づく防災訓練など平時の活動を促進し、その実効性を確保するとともに、対象業務の拡大など協定内容の見直しを適宜実施する。[道、町、民間]

#### (非常用物資の備蓄促進) **重点**

- 大規模災害時において応急物資の供給・調達に係る広域的な対応を図るため、道内の各振興局内での備蓄・調達体制を強化するとともに、振興局を越えた広域での物資調達等の体制整備に取り組む。[道、町]
- 家庭や企業等における備蓄について、道や町による啓発活動を強化するなど、各当事者の自発的な備蓄の取組を促進する。[道、町、民間]
- 支援制度の活用などを通じ、非常用物資の備蓄体制の強化に向けた取組を促進する。[道、町]

#### 《指 標》

・ 防災関係の協定締結件数 (民間企業・団体、行政機関)	22 件 (R 元)	➡ 必要に応じて締結する。
・ 非常用物資の備蓄状況		
アルファ化米	7,900 食 (R 元)	} 必要に応じて非常用物資の内容充実を図る。
ビスケット	1,320 食 (R 元)	
ようかん	1,400 食 (R 元)	
アルミ折りたたみマット	400 枚 (R 元)	
段ボールベッド	60 個 (R 元)	

#### 《推進事業》

## 2-2 消防、警察、自衛隊等の被災等による救助・救急活動の停滞

### (防災訓練等による救助・救急体制の強化) **重点**

- 道内の関係機関で構成する北海道防災会議による防災総合訓練をはじめ各種防災訓練を通じ、消防、警察、自衛隊をはじめとする官民の防災関係機関の連携を強化し、救助・救急活動に係る災害対応の実効性を確保する。[国、道、町、民間]
- 緊急消防援助隊や広域緊急援助隊など、専門部隊の災害対応能力の強化に向け、恒常的な訓練、組織間の合同訓練等の充実を図るとともに、訓練施設の整備も含め、効果的な訓練環境の整備に向けた取組を推進する。[国、道、町]

### (自衛隊体制の維持・拡充)

- 大規模自然災害において、救助・救援活動の中心として大きな役割が期待される自衛隊について、道内各地に配備されている部隊、装備、人員の維持・拡充に向け、道や市町村など関係機関が連携した取組を推進する。[国、道、町]

### (救急活動等に要する情報基盤、資機材の整備)

- 防災関係機関の災害対応能力の強化に向け、消防救急無線の更新など情報基盤の整備を推進するとともに、消防機関における災害用資機材等の更新・配備を計画的に行う。[国、道、町]
- 救急活動に不可欠であるAED等救命装置について、町内の主要な公共施設(学校含む)や民間施設への設置及び普及を推進する。[道、町]

### 《指 標》

- ・ 公共施設(学校含む)におけるAED設置数  
35施設(R元) ➡ 同数を維持する(R6)

### 《推進事業》

## 2-3 被災地における医療・福祉機能等の麻痺

### (災害時における医療支援体制の強化) **重点**

- 災害の規模等により応急医療の必要があるときは、医師会に対し派遣要請を行うとともに、災害急性期においては道に対して災害派遣医療チーム（DMAT）の派遣を要請する。[国、道、町、民間]

### (災害時における病院機能の確保) **重点**

- 災害時における病院機能を確保するため、自家発電設備の拡充や応急用医療資機材の整備などを促進する。[国、道、町、民間]

### (災害時における福祉的支援)

- 災害発生時に、自力避難の困難な高齢者や障がい者等が入所する社会福祉施設等の入所者の避難先確保や被災施設への人的・物的支援を円滑に実施できる体制の充実を図る。[道、町、民間]

### (防疫対策)

- 災害時における感染症の発生や拡大を防ぐための消毒、駆除等を速やかに行う体制を整備するとともに、定期的な予防接種の実施や避難場所における污水対策など、災害時の防疫対策を推進する。[国、道、町]

#### 《指 標》

- ・ 町民の特定健診受診率  
44.1% (H30) ➡ 60% (R5)
- ・ 予防接種法に基づく予防接種麻しん・風しんワクチンの接種率  
I期 91.0%、II期 98.2% (H30) ➡ I期、II期ともに100%以上 (R6)

#### 《推進事業》



### 3. 行政機能の確保

#### 3-1 町内外における行政機能の大幅な低下

##### (災害対策本部機能等の強化) **重点**

- 災害対策本部に係る運用事項（職員の参集範囲、本部の設置場所、庁舎被災時における代替場所など）について、定期的な訓練などを通じ、実施体制の検証や必要に応じた見直しを行う。併せて、本部機能の運用に必要な資機材の整備などを計画的に推進する。[町]
- 災害対策本部の機能強化に向け、地域防災計画の見直しや業務継続計画を策定し、本部機能の維持に必要な資機材の整備を促進する。また、地域防災の中核的な存在として、災害時の消火活動や水防活動、住民の避難誘導や災害防御に重要な役割を担う消防団の機能強化を促進する。[国、道、町]
- 大規模災害発生時においても、災害応急対応や復旧対応など役場庁舎が防災拠点としての業務を継続するための機能強化を促進する。[国、道、町]

##### (行政の業務継続体制の整備) **重点**

- 業務継続計画を策定し、災害時における市町村業務の継続体制を確保する。  
[道、町]
- 災害時における行政情報システム機能の維持・継続を図るため、「ICT部門の業務継続計画（ICT-BCP）」の策定に向けた取組を推進する。[道、町]

##### 《指 標》

- ・ 消防団員数  
195人（R元） ➡ 定数205人の充足に向けて取組を継続する。
- ・ 消防団活動・安全マニュアルの策定  
未策定（R元） ➡ 策定予定（R6）
- ・ ICT部門を含む業務継続計画の策定  
未策定（R元） ➡ 策定予定（R3）
- ・ 町の災害対策本部を設置する庁舎（役場）の耐震化率 100%（R元）
- ・ 消防署所の耐震化率 100%（R元）

##### 《推進事業》

- ・ 危険物保管庫整備事業

## 4. ライフラインの確保

### 4-1 エネルギー供給の停止

#### (再生可能エネルギーの導入拡大) **重点**

- 北海道における再生可能エネルギーの導入拡大に向け、国や北海道などの関係機関と連携を図りながらエネルギーの地産地消や自然エネルギーの導入など、関連施策を総合的に推進する。[国、道、町、民間]

#### (多様なエネルギー資源の活用)

- 天然ガス自動車の普及など天然ガスの利用拡大、メタンハイドレートの資源化、水素エネルギーの開発・利活用、廃棄物の電力・熱利用など、北海道におけるエネルギー構成の多様化に向けた取組を促進する。[国、道、町、民間]

#### (避難所等への石油燃料供給の確保)

- 石油供給関連事業者と国の機関や道、市町村の間で結ばれている協定に基づき、災害時の救助・救急・災害復旧活動等に必要な車両や施設、避難所等に石油燃料が安定的に確保されるよう、協定者間による平時からの情報共有や連携を促進する。[国、道、町、民間]

《指 標》

《推進事業》

## 4-2 食料の安定供給の停滞

### (食料生産基盤の整備) **重点**

- 平時、災害時を問わず全国の食料供給基地として重要な役割を担う本道の農水産業が、いかなる事態においても安定した食料供給機能を維持できるよう、耐震化などの防災・減災対策を含め、農地や農業水利施設、漁港施設等の生産基盤の整備を着実に推進する。[国、道、町]
- 厳しい環境にある本道の農水産業の生産力を確保するため、経営安定対策や担い手確保対策など、持続的な農水産業経営に資する取組を推進する。[国、道、町]

### (道産食料品の販路拡大)

- 大災害時における食料の安定供給に対応するためには、平時から十分な生産量を確保することが必要であることから、食クラスター活動など食の高付加価値化に向けた取組等を通じ、農水産物や加工食品の販路拡大を推進する。[国、道、町、民間]

### (道産農産物の産地備蓄の推進) **重点**

- 産地における農産物の長期貯蔵など、平時における農産物の安定供給に加え、大災害時においても農産物の円滑な供給に資する取組を推進する。[国、道、町、民間]

#### 《指 標》

・ 生乳生産量	109,930 トン (H30)	➡	123,000 トン (R6)
・ 乳牛飼養頭数	19,204 頭 (H30)	➡	21,000 頭 (R6)
・ 新規就農者数	1 人 (H27~R 元)	➡	1 人 (毎年)
・ 玉ねぎ販売額	2,634,484 千円 (H30)	➡	3,251,617 千円 (R6)
・ 小麦販売額	139,690 千円 (H30)	➡	145,000 千円 (R6)
・ 耕地放棄地、遊休農地面積	0ha (H30)	➡	現状を維持する (R6)

#### 《推進事業》

- ・ 水産基盤整備事業【直轄特定漁港漁場整備事業】(サロマ湖漁港)
- ・ 水産基盤整備事業【水産物供給基盤機能保全事業】(湧別漁港)
- ・ 水産基盤整備事業【水産物供給基盤機能保全事業】(登栄床漁港)
- ・ 水産基盤整備事業【水産物供給基盤機能保全事業】(芭露漁港)
- ・ 農山漁村地域整備交付金 (湧別漁港)
- ・ 水産基盤整備事業【第2サロマ湖漁場機能保全事業】(第2サロマ湖漁場)
- ・ 漁港機能増進事業【湧別漁港機能増進事業】(湧別漁港)
- ・ 漁港機能増進事業【登栄床漁港機能増進事業】(登栄床漁港)

### 4-3 上下水道等の長期間にわたる機能停止

#### (水道施設等の防災対策) **重点**

- 災害時においても給水機能を確保するため、配水池や浄水場など水道施設の耐震化に加え、今後の水需要などを考慮した施設の更新や維持管理などの老朽化対策を促進する。[国、道、町]
- 災害時における水道施設の機能不全に備え、緊急時給水拠点の確保や給水訓練の実施など、応急給水体制の整備を促進する。[国、道、町]

#### (下水道施設等の防災対策) **重点**

- 災害時に備えた下水道業務継続計画（BCP）を基に、下水道施設の耐震化、長寿命化計画等に基づく老朽化対策を計画的に行う。[国、道、町]
- 単独浄化槽から災害に強い合併浄化槽への転換を促進する。[国、道、町]

#### 《指 標》

・ 下水道長寿命化計画の策定	策定済 (H28)	
・ 下水道 BCP の策定	策定済 (H29)	
・ 下水道ストックマネジメント計画	策定中 (R元)	➡ 策定予定 (R2)
・ 浄化槽のうち合併浄化槽の設置率	99.0% (R元)	➡ 100% (R6)

#### 《推進事業》

#### 4-4 町外との基幹交通及び地域交通ネットワークの機能停止

##### (高規格幹線道路等の整備) **重点**

- 高規格幹線道路旭川・紋別自動車道は、遠紋地区における農水産物の流通機能はもとより、高次医療施設への搬送や災害時における救援物資の輸送としての機能など、地域住民が安全・安心に暮らすために必要不可欠な道路であることから、今後も国・道と強く連携しながら、迅速かつ着実な整備促進を図る。〔国、道、町〕
- 災害時における広域交通の分断を回避するため、緊急輸送道路や避難路等の整備を計画的に推進する。〔国、道、町〕

##### (道路施設の防災対策等) **重点**

- 道路防災総点検の結果を踏まえ、落石や岩石崩落など要対策箇所への対策工事を計画的に実施する。〔国、道、町〕
- 橋梁の耐震化については、計画的な整備を推進する。また、橋梁の老朽化対策については、「橋梁長寿命化修繕計画」に基づき、計画的な補修・更新を行うとともに、適切な維持管理を実施する。〔国、道、町〕

##### (空港の機能強化) **重点**

- 新千歳空港の被災による機能不全といった事態も想定し、オホーツク紋別空港がその代替機能を発揮できるよう、空港施設の防災対策をはじめ滑走路など基本施設の改良整備、C I Q体制の充実など、ハード・ソフト両面から空港の機能強化に向けた取組を推進する。〔国、道、町、民間〕
- 新たな航空路線の開設や既存路線の拡充、再開に向けた取組とともに、オホーツク紋別空港における国内路線の維持確保に向けた取組を推進する。〔道、町〕

##### (鉄道の機能維持・強化)

- 災害時における鉄道利用者の安全性の確保や支援物資等の輸送に必要な鉄道機能を維持するため、鉄道施設の耐震化をはじめ耐災害性の強化に向けた取組を促進する。〔国、道、町、民間〕
- 国、道、市町村、鉄道事業者との適切な役割分担のもと、幹線鉄道の維持・確保に向け、必要な検討・取組を進める。〔国、道、町、民間〕

### 《指 標》

- ・ 高規格幹線道路「旭川・紋別自動車道」の整備状況  
遠軽ICまで供用中  
遠軽～上湧別 計画区間  
➡ 国に対して「遠軽～上湧別間」の新規事業化に向けた要望活動を継続して行う。
- ・ 紋別⇄東京直行便搭乗率 61.18% (H30) ➡ 65% (R2)
- ・ 橋梁の修繕数 8箇所 (R元) ➡ 20箇所 (R6)
- ・ 道路橋の長寿命化修繕計画の策定 策定済 (H25)、見直し (R元)

### 《推進事業》

- ・ 社会資本整備総合交付金（湧別町橋梁長寿命化）
- ・ 社会資本整備総合交付金（湧別町管内橋梁点検）

## 5. 経済活動の機能維持

### 5-1 サプライチェーンの寸断や中枢機能の麻痺等による企業活動等の停滞

#### (企業の業務継続体制の強化)

- 大災害時における経済活動の継続を確保するため、関係機関や専門の知識を有する民間企業との連携により、町内の中小企業等における業務継続計画の策定を促進する。[町、民間]

#### (被災企業等への支援)

- 災害に伴う経済環境の急変等により影響を受けた町内の中小企業等の早期復旧と経営安定を図るため、各種支援を行う。[町]

《指 標》

《推進事業》

## 6. 二次災害の抑制

### 6-1 農地・森林等の荒廃による被害の拡大

#### (森林の整備・保全) **重点**

- 大雨や地震等の災害時における土石・土砂の流出や表層崩壊などの山地被害を防止するため、造林、間伐等の森林整備や林道等の路網整備を計画的に推進する。[国、道、町、民間]
- エゾシカなど野生鳥獣による森林被害の防止対策を推進し、自然と共生した多様な森林づくりを進める。[国、道、町、民間]

#### (農地・農業水利施設等の保全管理)

- 農地が持つ保水効果や土壌流出の防止効果など国土保全機能を維持するため、地域コミュニティ等による農地・農業水利施設等の地域資源の適正な保全管理を推進する。[国、道、町]

#### 《指 標》

- ・ 民有林における人工造林面積  
241.92ha (R元) ➡ 260.00ha (R6)
- ・ 農地・農業水利施設等の地域資源を保全管理する活動組織数  
2組織 (R元) ➡ 現状を維持する (R6)

#### 《推進事業》

- ・ 鳥獣被害防止総合支援事業



## 7. 迅速な復旧・復興等

### 7-1 災害廃棄物の処理の停滞による復旧・復興の大幅な遅れ

#### (災害廃棄物の処理体制の整備)

- 大規模自然災害時において、迅速な災害廃棄物処理が図られるよう、処理場等の廃棄物処理施設の計画的な整備の推進により、円滑な廃棄物処理体制の構築を図る。[国、道、町]
- 被災地における塵芥の収集及びし尿の汲み取り業務を迅速かつ適切に実施し、避難場所や被災地域の環境衛生に万全を期する。[国、道、町]

#### 《指 標》

#### 《推進事業》

- 循環型社会形成推進交付金（マテリアルリサイクル推進施設建設事業）
- 循環型社会形成推進交付金（最終処分場建設事業）

### 7-2 復旧・復興等を担う人材の絶対的不足

#### (災害対応に不可欠な建設業協会との連携)

- 災害発生時の人命救助に伴う障害物の除去、道路交通の確保、パトロールなどの応急対策を効果的に実施するため、専門的な技術を有し地域事情にも精通する建設業の効果的な活用を図るなど、災害時における行政機関と建設業協会との連携体制を強化する。[道、町、民間]

#### (行政職員による応援体制)

- 災害時の復旧・復興等に関する業務を円滑に進めるため、国・道及び市町村の行政職員の相互応援体制を強化する。[国、道、町]

#### 《指 標》

#### 《推進事業》

## 第5章 計画の推進管理

### 1 計画の推進期間等

計画期間は社会情勢の変化や「国土強靱化基本計画」及び「北海道強靱化計画」と調和を図る必要があることから、本計画の推進期間は概ね5年（令和2年から令和6年まで）とする。

また、本計画は、本町の他の分野別計画における国土強靱化に関する指針として位置づけるものであることから、国土強靱化に関連する分野別計画においては、それぞれの計画の見直し及び改定時期に併せ、所要の検討を行い、本計画との整合性を図っていく。

### 2 計画の推進方法

#### 2-1 施策毎の推進管理

本計画に掲げる施策の実効性を確保するためには、明確な責任体制のもとで施策毎の推進管理を行うことが必要である。

このため、施策プログラムの推進に当たっては、庁内の所管課を中心に、国や北海道等との連携を図りながら、個別の施策毎の進捗状況や目標の達成状況などを継続的に検証し、効果的な施策の推進につなげていく。

#### 《 施策毎の推進管理に必要な事項 》

- ・ 当該施策に関する庁内の所管課、国の関係府省庁、道の関係部局
- ・ 計画期間における施策推進の工程
- ・ 当該施策の進捗状況及び推進上の問題点
- ・ 当該年度における予算措置状況
- ・ 当該施策の推進に必要な国の施策等に関する提案・要望事項
- ・ 指標の達成状況 等

#### 2-2 PDCAサイクルによる計画の着実な推進

計画の推進に当たっては、前項で示した各施策の進捗状況や目標の達成状況を踏まえ、施策プログラム全体の検証を行い、その結果を踏まえた予算化や国・道への政策提案を通じ、更なる施策推進につなげていくというPDCAサイクルを構築し、湧別町強靱化のスパイラルアップを図っていく。

【別表】 湧別町強靱化のための推進事業一覧

所管課	事業名	箇所名・地区名	実施主体	備考
総務課	危険物保管庫整備事業	上湧別地区	町	保管庫1棟
企画財政課	空き家対策総合支援事業（湧別町空き家除却推進事業補助金）	町内全域	町	R2～R4
	空き家対策総合支援事業（旧教員住宅解体事業）	富美	町	旧教員住宅
	空き家対策総合支援事業（公営住宅生活雑排水処理施設解体事業）	中湧別北町	町	公営住宅生活雑排水処理施設
	空き家対策総合支援事業（計呂地団地解体事業）	計呂地	町	計呂地団地
	空き家対策総合支援事業（旧西芭露寿の家解体事業）	西芭露	町	R5
	空き家対策総合支援事業（上芭露団地解体事業）	上芭露	町	R5
	空き家対策総合支援事業（空き家除却支援事業）	町内全域	町	R5～R7
	空き家対策総合支援事業（空き家賃貸住宅化支援事業）	町内全域	町	R5～R7
	空き家対策総合支援事業（空き家活用移住促進住宅整備事業）	町内全域	町	R5～
住民税務課	循環型社会形成推進交付金（マテリアルリサイクル推進施設建設事業）	遠軽町	遠軽地区広域組合	マテリアルリサイクル推進施設
	循環型社会形成推進交付金（最終処分場建設事業）	福島	遠軽地区広域組合	最終処分場
建設課	社会資本整備総合交付金（西3線道路）	川西・旭	町	西3線道路
	社会資本整備総合交付金（すみれ団地建替事業）	上湧別 屯田市街地	町	すみれ団地
	社会資本整備総合交付金（花園団地建替事業）	中湧別北町	町	花園団地
	社会資本整備総合交付金（緑町団地建替事業）	緑町	町	緑町団地
	社会資本整備総合交付金（計呂地団地解体事業）	計呂地	町	計呂地団地
	社会資本整備総合交付金（泉団地解体事業）	中湧別北町	町	泉団地
	社会資本整備総合交付金（中湧別総合体育館耐震改修事業）	中湧別南町	町	中湧別総合体育館
	社会資本整備総合交付金（除雪機械R5年度：除雪グレーダー1台、除雪ドーザ1台）	町内全域	町	除雪機械 購入 除雪グレーダー1台 除雪ドーザ1台
	社会資本整備総合交付金（R6年度：大型ロータリー除雪車1台、除雪グレーダー1台）	町内全域	町	大型ロータリー除雪車1台 除雪グレーダー1台
	社会資本整備総合交付金（湧別町橋梁長寿命化）	町内全域	町	橋梁補修
	社会資本整備総合交付金（湧別町管内橋梁点検）	町内全域	町	橋梁点検

所管課	事業名	箇所名・地区名	実施主体	備考
	水産基盤整備事業（直轄特定漁港漁場整備事業） サロマ湖漁港第1湖口、第2湖口の整備	サロマ湖漁港	国 （北海道開発局）	西外防波堤 東防波堤 内港防波堤 西防砂堤 東防砂堤 -4.5m航路 護岸
	水産基盤整備事業（水産物供給基盤機能保全事業） 湧別漁港の北防波堤・-4.0航路・-3.5m泊地・-2.5m泊地・-3.5m岸壁の整備	湧別漁港	道	北防波堤 -4.0m航路 -3.5m泊地 -2.5m泊地 -3.5m岸壁
水産林務課	水産基盤整備事業（水産物供給基盤機能保全事業） 登栄床漁港の南防波堤・南護岸・東護岸・-2.5m物揚場・道路の整備	登栄床漁港	道	南防波堤 南護岸 東護岸 -2.5m物揚場 道路
	水産基盤整備事業（水産物供給基盤機能保全事業） 芭露漁港の-3.5m航路・-3.0泊地・-2.5m泊地の整備	芭露漁港	道	-3.5m航路 -3.0m泊地 -2.5m泊地
	農山漁村地域整備交付金 湧別漁港-2.5m物揚場の整備	湧別漁港	道	-2.5m物揚場
	水産基盤整備事業（第2サロマ湖漁場機能保全事業）	第2サロマ湖漁場	道	防水柵 係留部
	漁港機能増進事業（湧別漁港機能増進事業） 湧別漁港の第2北防波堤・-2.5m物揚場・船揚場・用地護岸の調査設計	湧別漁港	道	第2北防波堤 -2.5m物揚場 船揚場 用地護岸
	漁港機能増進事業（登栄床漁港機能増進事業） 登栄床漁港の-2.5m物揚場への防舷材設置	登栄床漁港	道	-2.5m物揚場
	鳥獣被害防止総合支援事業	町内全域	湧別町鳥獣被害防止対策協議会	
	健康 子ども課	保育所等整備交付金（上湧別地区認定こども園整備事業）	上湧別地区	法人

所管課	事業名	箇所名・ 地区名	実施主体	備 考
教育総務課	学校施設環境改善交付金（湧別地区義務教育学校整備事業）	錦町	町	エレベーター整備
	学校施設環境改善交付金（上湧別地区義務教育学校整備事業）	上湧別地区	町	R5～6

【参考資料】

災害時における協定一覧（町と団体）

No.	協定名称	締結先	締結年月日
1	遠軽地区災害救急医療対策に関する協定	遠軽医師会	H 6. 3. 25
2	災害時の歯科医療救護活動に関する協定	北見歯科医師会遠軽班	H17. 10. 1
3	「道の駅」における協働事業に関する協定	北海道コカ・コーラボトリング(株)	H20. 2. 21
4	災害時における応急対策業務に関する協定	北見地区電気工事業協同組合 遠軽支部	H20. 4. 11 R元. 5. 1 再締結
5	災害時における上下水道の応援活動及び復旧工事に関する協定	湧別管工事組合	H21. 12. 14
6	災害対応型自動販売機による協働事業に関する協定	北海道コカ・コーラボトリング(株)	H22. 4. 1
7	北海道地方における災害時の応援に関する申合せ	北海道開発局	H22. 5. 31
8	災害発生時における湧別町内郵便局と湧別町の協力に関する協定	町内7郵便局	H22. 7. 1 H26. 3. 31 再締結
9	災害等の発生時における湧別町と北海道エルピーガス災害対策協議会の応急・復旧活動の支援に関する協定	北海道エルピーガス災害対策協議会	H22. 9. 28
10	災害時協力協定	(財)北海道電気保安協会	H23. 1. 18
11	湧別町所管公共土木施設における災害時の協力体制に関する実施協定	湧別建設業協会	H23. 4. 1
12	災害時におけるレンタル機材の優先供給に関する協定	株式会社共成レンテム	H23. 12. 29
13	災害時における燃料等の供給協力に関する協定	北見地方石油業協同組合	H24. 5. 14
14	非常災害時における社会福祉施設等への要援護者の受入に関する協定	社会福祉法人湧別福祉会 社会福祉法人上湧別福祉会	H24. 9. 26
15	災害時における歯科医療救護活動に関する協定	社団法人北見歯科医師会	H25. 2. 7
16	災害時における遺体搬送等の協力に関する協定	一般社団法人全国霊柩自動車協会	H25. 12. 1
17	災害時の応援に関する協定	財務省北海道財務局	H26. 3. 28
18	緊急時における輸送業務に関する協定	一般社団法人北見地区トラック協会	H27. 10. 13
19	湧別町における高齢者等の見守り活動に関する協定	新聞販売店8社	H28. 4. 15
20	災害時の物資供給及び店舗営業の継続又は早期再開に関する協定書	株式会社セブン-イレブン・ジャパン	H29. 3. 17
21	災害に係る情報配信等に関する協定	ヤフー株式会社	H29. 8. 1
22	災害時における物資の調達及び供給に関する協定	株式会社ツルハ	H31. 3. 31
23	大規模災害時における相互協力に関する基本協定	北海道電力株式会社 北海道電力ネットワーク株式会社北見支店	R 4. 2. 7

湧別町強靱化計画

令和2年4月発行

湧別町企画財政課

〒099-6592

湧別町上湧別屯田市街地 318 番地

TEL (01586) 2-5862